

2021 年 12 月 1 日

日本ソーシャルワーク学会
会員 各位

日本ソーシャルワーク学会選挙管理委員会
選挙管理委員長 工藤 英明

日本ソーシャルワーク学会 2021 年度役員選挙 役員選挙要領

日本ソーシャルワーク学会会則および日本ソーシャルワーク学会役員選出規程に基づき、役員選挙を実施します。今回よりオンライン投票システムを導入いたしますので、以下の要領をご確認のうえ、ご投票ください。

1. 選挙権・被選挙権を有する者

以下の項目に則り、今回の役員選挙において被選挙権を有する者は「被選挙人名簿」に氏名を記載しています。ご所属先等は、『会員名簿』にてご確認ください。

- (1) 会則第 5 条に規定する正会員は、すべて選挙権および被選挙権を有します。ただし、年会費を 2 年以上滞納している者（今回に関しては、2021 年 11 月 20 日時点で 2020 年度以前の年会費に未納がある者）は選挙権および被選挙権を認めません。なお、今年度をもって退会を申請している者には、選挙権を認めます。
- (2) 名誉会員、準会員、賛助会員は選挙権および被選挙権を有しません。
- (3) 継続任期中の役員は被選挙権を有しません。

2. 投票の方法および留意事項

『会員名簿』中に掲載している「日本ソーシャルワーク学会会則」「日本ソーシャルワーク学会役員選出規程」をご一読ください。役員選挙はオンライン投票システム（インターネットを利用した投票）で行います。会員名簿作成のための情報確認時に郵送投票をご希望された方には、以下に投票方法を記載しておりますのでご参照ください。

◆オンライン投票システムで投票される方

- (1) 学会ホームページ <http://www.jsssw.org/> にアクセスし、新着情報から役員選挙のサイト <URL> <https://i-vote.jp.net/> に移動してください。
- (2) 別途、個別の ID 及びパスワードが記載された圧着ハガキを送付いたします。その ID 及びパスワードで選挙システムに入ることができます。
- (3) 「被選挙人名簿」の中から、理事 5 名および監事 1 名の氏名を選択していただき、画面の指示に従い投票のボタンを押してください。選挙システムに関するユーザー操作ガイドは、学会ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

◆郵送で投票される方へ（会員名簿作成のための情報確認時に郵送投票をご希望された方には ID 及びパスワードが記載されたはがきは送付いたしません。そのため、選挙書類を同封しております。）

- (1) 「被選挙人名簿」の中から、理事 5 名および監事 1 名の氏名を「投票用紙」の所定の欄にご記入ください（姓名とも楷書でご記入ください）。
- (2) 記入を終えた「投票用紙」を「中封筒」に入れてください。※中封筒には記名しないでください。

(3)「中封筒」を、さらに「投票用紙返信用封筒」に入れ、糊付けしてください。

(4)「投票用紙返信用封筒」に投票者の住所・氏名を明記し、日本ソーシャルワーク学会選挙管理委員会宛てに郵送してください。

3. 投票の期限

オンライン投票 2021年12月20日(月)24時までに送信された票を有効とします。

オンライン投票は投票期間が過ぎるとページにアクセスが不可能となります。

郵送投票 2021年12月20日(月)までに選挙管理委員会に到着したものを有効とします。

4. 無効票

(1) 投票期限までにオンライン送信及び郵送で到着しなかったもの。

(2) 郵送の場合は正規の投票用紙を用いていないもの。

(3) その他、役員選出規程により、選挙管理委員会が無効と決定したもの。

5. 開票および選出

(1) 投票期限終了時～2022年1月上旬に選挙管理委員会にて開票を行います。

(2) 開票の結果、役員選出規程第11条及び第12条により、理事9名・監事1名を選出します。

6. 当選人および推薦理事の公示

当選人および推薦理事の公示については、2022年3月以降に発行のニューズレターおよび本学会ホームページ(<http://www.jsssw.org>)にて行います。

7. 投票の秘密

郵送された封筒は、開票日まで厳重に保管し、開票当日、関係者立ち会いの下に開封しますので、投票の秘密は守られます。

[同封書類]

2021年度役員選挙公示

役員選挙要領(本紙)

被選挙人名簿

会員名簿

郵送投票を希望された方のみ以下の書類も同封されております。

投票用紙

中封筒

投票用紙返信用封筒

以上